

ワーク・ライフ・バランス 推進セミナーを開催

中小企業の事業主などに、仕事と家庭生活の調和の実現に向けた雇用環境整備の重要性を認識してもらうためのセミナーを開催します。

日時・場所

第一回 十一月十二日(水)ミッドランドスクウェア五階C会議室
第二回 十一月二十六日(水)ミッドランドスクウェア五階A会議室
各回とも午後一時半～午後四時
対象 原則として従業員三百人以下の事業主・人事労務担当者
募集期限 十月三十日(木)
定員 八十人程度(先着順)
内容 パネルディスカッションと事例発表 コーディネーター
福山女学園大学 吉田良生教授
パネラー 各回とも四つの企業
申し込み・問い合わせ先 愛知県労働福祉課 ☎052(954)6360

調停相談を行います

半田調停協会では、名古屋地方・家庭裁判所の後援で、次のとおり調停相談を行います。

日時 十月十七日(金) 午前十時～午後三時
場所 半田市福祉文化会館(中央公民館第一、第二会議室)
半田市雁宿町1 22 1

相談員 調停委員
費用 無料

相談を受けるのは、民事・家事のもめごとの解決手段としての調停の利用についてです。相談内容の秘密は厳守します。

交通事故・金銭・土地建物・公害・家庭内の問題などで困っている方や心配ごとのある方は利用してください。

問い合わせ先 名古屋家庭裁判所 半田支部 ☎(21)1610

就学困難な児童・生徒を援助します

家庭の経済的な理由で、就学が困難な小・中学校児童・生徒の保護者の方に、学用品費や学校給食費などを支給します。

就学援助の対象者(阿久比町在住の方)

- ・ 生活保護
- ・ 生活保護が停止または廃止された方
- ・ 町民税が非課税または減免された方
- ・ 個人事業税または固定資産税が減免された方
- ・ 国民年金の保険料が免除または国民健康保険税が減免された方
- ・ 児童扶養手当が支給された方
- ・ 生活福祉資金の貸し付けを受けた方
- ・ そのほか経済的理由で困っている方で、教育委員会が援助を必要とする方

と認められた方
要保護
生活保護世帯
就学援助の内容

項目	対象者	支給内容
学用品費	準要保護	学用品費・通学用品費 校外活動費(宿泊を伴わない)
新入学児童・生徒学用品費	準要保護 小学1年生 中学1年生	小・中学校に入学する者が通常必要とする学用品費および通学用品費
修学旅行費	準要・要保護 小学6年生 中学3年生	児童・生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料、記念写真代、医薬品、旅行傷害保険料の費用
学校給食費	準要保護	学校が保護者から徴収する給食費の全額
医療費	準要保護	学校保健法施行令第7条に定める疾病における自己負担額
校外活動費	準要保護 小学5年生 中学1・2年生	校外活動費(宿泊を伴うもの)・キャンプなどに参加するため直接必要な費用

申請方法

準要保護の方は、児童・生徒の在学する学校または学校教育課へ申請してください。

添付書類として所得証明書などが必要になることがあります。要保護の方で、生活保護を受けている世帯の方は住民福祉課に問い合わせてください。

問い合わせ先 学校教育課
☎(48)1111 (内205)

パーキンソン患者・家族教室を開催

愛知県半田保健所では、パーキンソン病で療養中の方がより快適に在宅療養ができるように、患者と家族を対象にした教室を開催します。

日時 十月二十日(月) 午後二時～午後四時

場所 半田保健所四階大会議室
(半田市出口町1 45 4)

内容

講話「パーキンソン病と上手につきあうために」 名古屋市立大学病院神経内科医師 山脇健盛氏
実技「からだを動かしてみよう!」 半田市健康づくりリーダー 山本美津穂氏
申込期限 十月十五日(水)
申し込み・問い合わせ先 半田保健所健康支援課地域保健グループ ☎(21)3341
FAX(24)7142

今月の納税など

町県民税 3期分
国民健康保険税 3期分
介護保険料 3期分
後期高齢者医療保険料 4期分
納期限は10月31日(金)です。
口座振替の方は、口座の残高確認をお願いします。